

生徒会規約

前文

われわれ口之津中学校生徒は、秩序ある学校生活を送り将来よき社会人となるため、ここに生徒会を組織する。われわれは、生徒会の運営に当たって、常に自由と正義を愛し、協力して、一人一人の力を最高度に発揮し、この目的を達成することを誓う。

第1章 総則

- 第1条 本会は口之津中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は口之津中学校生徒全員によって構成される。
- 第3条 本会は前文の目的を達成するために設けられる。
- 第4条 本会の会員は選挙権および被選挙権を有する。
- 第5条 すべての会議は公開とする。
- 第6条 本会は会員の総意により自主的に運営される。
- 第7条 すべての会議は議長の許可があれば会員以外でも傍聴できる。

第2章 機関

第8条 本会に次の機関をおく。

- (1)総会 (2)本部役員会 (3)学校評議員会 (4)専門委員会
(5)地区生徒会

第3章 役員

第9条 本部に次の役員をおく。

- 会長 1名 副会長 2名（2年生より1名、1年生より1名）
議長 1名 副議長 1名 書記 1名

第10条 会長、副会長の選出は全校生徒の直接選挙とし、選挙管理委員会規定による。議長、副議長、書記については会長の委嘱とする。

第11条 本部役員の任期は1年とし、1月から12月までとする。

第12条 本部役員は、学級委員長、専門委員長など他の役員を兼ねることはできない。

第13条 会長の任務および権限

- (1)会長は、本会を代表し、各機関の連絡調整をする。
(2)会長は、生徒総会および学校評議員会の招集をする。
(3)会長は、生徒の代表として、学校当局との交渉に当たる。

第14条 副会長の任務

- (1)副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は会長の任務を代行する。

第15条 議長の任務
(1)議長は、生徒総会および学校評議員会の円滑な議事の進行に努める。

第16条 副議長の任務
(1)副議長は、議長を補佐し、議長不在の場合は議長の任務を代行する。

第17条 書記の任務
(1)書記は、生徒総会および学校評議員会の記録をとる。
(2)記録および書類の保管をする。

第4章 総会および学校評議員会

第18条 総会は、本会の最高議決機関である。ただし、通常学校評議員会をもってこれにかえる。

第19条 総会を開くことができる場合は、下記のとおりである。
(1)学校評議員の過半数の支持がある場合。
(2)その他会長が必要と認めた場合。

第20条 総会および学校評議員会は構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は多数決による。本会の他の議会の成立および議決はこれに準ずる。

第21条 学校評議員会は、本部役員および学級委員長で構成される。

第22条 学校評議員会は、年8回開くことを原則とする。

第23条 学校評議員会は、任務および権限は下記のとおりとする。
(1)総会の提出議事の審議および実施。
(2)運営委員会および学年委員会からの提出議題の審議。
(3)その他会長が必要と認めた議題の審議。

第5章 運営委員会および専門委員会

第24条 運営委員会は、本部役員、各専門委員長をもってこれに当てる。

第25条 運営委員会の議長、書記は本部役員の議長、書記がこれに当たる。

第26条 運営委員会の任務は、下記のとおりとする。
(1)各専門委員会の提出議題を審議し、学校評議員会へ提出する。
(2)各専門委員会の連絡調整をする。

第27条 運営委員会は、月1回以上開く。

第28条 専門委員会は、各学級専門部全員によって構成され、会長が委嘱した各専門委員長が統括する。ただし、長期欠席等で委員長が欠けた場合は、委員会で選出された副委員長がその職務を代行し、本部役員が補佐する。

第29条 専門委員会は、年8回開き、必要に応じて数回開くことができる。議事は議長（委員長）の司会で進める。

第30条 専門委員会は下記の仕事をする。
(1) 各期間の計画と反省
(2) 学校評議員会への提出議題の審議

第31条 専門委員長の任期は1年とし、1月から12月までとする。専門委員長は、専門部活動を推進し、向上させるため、各学級専門部に意見要望を述べる。

第32条 専門部の活動内容は下記のとおりとする。
(1)生活部
生活態度を確立させるため、服装、態度、容儀など生活全般にわたっての活動に関する企画、運営、実践、指導をする。
(2)学習部
学習活動を活発にするための企画、実践をする。
(3)文化部
文化広報活動の企画、実践をする。
(4)図書部
図書館の運営に協力し、読書指導や図書館活動の指導、図書の補修などを行う。
(5)美化部
美化活動と給食に関する計画、立案、実践、指導に当たる。
(6)保体部
保健、衛生、体育活動に関する計画と運営に当たり、指導と実践をする。

第6章 地区生徒会

第33条 地区生徒会は、各地区在住の会員をもって構成し、地区長1名を選出する。

第34条 地区長は、地区生徒会の運営に当たる。地区長の任期は1年とする。

第7章 学級会

第35条 学級会は、学級全員によって構成される。

第36条 学級会の司会は学級委員が行い、学級の自治活動の推進に当たる。

第37条 学級委員長は学級ごとに男女各1名選出され、その任期は1年とする。

第8章 改正

第38条 本規約の改正は、総会で過半数の賛成を得なければならない。

第9章 補足

第39条 本規約は、学校承認を得た日から効力を発する。

附則：この生徒会規約は、平成22年5月10日に一部改正し、当日から施行する。
この生徒会規約は、平成26年5月29日に一部改正し、当日から施行する。
この生徒会規約は、平成29年3月3日に一部改正し、当日から施行する。

第6章 生徒会組織図

